

議案第18号

大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例

大田原市外国人留学生奨学金支給条例（平成7年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条本文中「次に掲げる額とする。」を「月額10,000円とする。」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。